

過酷事故対策

法制化の方針

原子力安全委

格納容器内に
震災損傷なし

第2で作業員調査

東京電力福島第1原
発事故を受け、原子力
安全委員会は29日、地
震や津波に伴う原子炉
のメルトダウン（炉心
溶融）など、過酷事故
を想定した設計や発生
時の運転マニュアル整
備などを電力会社に法
律で義務付ける方針を
決めた。

し、経済産業省原子力
安全・保安院や新設さ
れる原子力安全庁に法
制化を求める。

安全委事務局が同日
示した案によると、地
震や津波を原因とする
全交流電源喪失や、原
子炉停止後に燃料から
出る熱を外に逃がすシ
ステムが使えなくなっ
た場合に備えた原発の
設計や運転マニュアル
の整備を法で規定する
のが妥当としている。

過酷事故はこれまで
対策が電力会社任せに
なっていた。安全委は
年内にも基本方針を示

東京電力は29日、福
島第2原発4号機の原
子炉格納容器に作業員
が入り内部を調べたと
ころ、東日本大震災に
よる配管やポンプの大
きな損傷はみられなか
ったと発表した。格納
容器内に作業員が入る
のは第1、第2原発と
もに震災後初めて。
東電は福島第2原発
の他の3基の格納容器
についても、作業員に
よる点検の年内開始を
目指す。